

第3節 リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラムについて（資料10-3-1～5参照）

経緯

「金融再生プログラム」（14年10月）及び「金融再生プログラム作業工程表」（14年11月）において、中小・地域金融機関（地方銀行、第二地方銀行、信用金庫及び信用組合）の不良債権処理については、同プログラムが対象とした主要行とは異なる特性を有する「リレーションシップバンキング」のあり方を、金融審議会が多面的な尺度から検討の上、14年度内を目途にアクションプログラムを策定することとしたところである。

これを受けた金融審議会金融分科会第二部会報告「リレーションシップバンキングの機能強化に向けて」（15年3月27日）では、リレーションシップバンキングの意義と有効性、我が国のリレーションシップバンキングの現状、リレーションシップバンキングの機能強化の必要性と基本的考え方、リレーションシップバンキングの機能強化に向けた具体的取組み、について検討を行い、「平成16年度までの2年間を地域金融機関に関する『集中改善期間』とした上で、それぞれの中小・地域金融機関が本報告書の提言に沿ってリレーションシップバンキングの機能を強化し、中小企業の再生と地域経済の活性化を図るための各種の取組みを進めることによって、不良債権問題も同時に解決していくことが適当と考えられる」としている。

上記報告の提言を踏まえ、金融庁として、平成16年度までの「集中改善期間」中に各金融機関及び行政が取組むべき、中小企業金融の再生に向けた取組み、各金融機関の健全性の確保、収益性の向上等に向けた取組み、アクションプログラムの推進体制からなる「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」を取りまとめたところである。

概要

1. 中小企業金融の再生に向けた取組み

アクションプログラムは「中小企業金融の再生に向けた取組み」と「健全性の確保、収益性の向上等に向けた取組み」の二つの大きな柱より構成されている。第一の柱である「中小企業金融の再生に向けた取組み」に関しては、金融審議会の報告書において、「中小・地域金融機関がリレーションシップバンキングとして果たす役割に対する期待は大きいとしても、中小・地域金融機関の実態はリレーションシップバンキング本来のあり方から乖離している面がある」

旨の指摘を受けており、その指摘を受けて、アクションプログラムでは、

「産業クラスター計画」への支援など各金融機関が地域において創業・新事業を支援していく機能の強化を図る、

中小企業再生支援協議会の活用など早期事業再生に向けた積極的な取組みを行う、

地域の中小企業向けデット・エクイティ・スワップや財務制限条項を活用した、担保・保証に過度に依存しない新たな中小企業金融に向けた取組みを行う、

借り手への説明態勢の整備状況に関する監督のあり方を明確化する、

等の対応を盛り込み、中小・地域金融機関が真にリレーションシップバンキングとして機能を果たすよう促すこととしている。

2. 健全性の確保、収益性の向上等に向けた取組み

次に、第二の柱である「健全性の確保、収益性の向上等に向けた取組み」についても報告書において大変厳しい指摘を受けている。すなわち、審査能力、モニタリング能力といった金融機関の経営力の不足、借り手企業の弱体化等を背景に、中小・地域金融機関における取引先や地域へのコミットメントコストの顕在化は著しくなっており、結果として、中小・地域金融機関の収益力や財務体力の低下をもたらしているとの指摘があり、こうした指摘を受け、アクションプログラムでは、金融機関の「健全性の確保、収益性の向上等に向けた取組み」すなわち、「リレーションシップバンキングのサステナビリティ」を保持する観点から様々な監督上の対応を盛り込んでいる。

具体的には、

資産査定の面では、大口与信などの信用リスクに関する早期警戒制度を整備すること、

また、ガバナンス強化の面では、株式を公開しない銀行に対しても、株式公開銀行並のディスクロージャーを求めるとともに、協同組織金融機関については、ガバナンスの向上を図る観点から様々な対応を行うこと、

更に、地域貢献に関しては、各金融機関に対し、その実績のディスクロージャーを行うよう要請し、

また、中小・地域金融機関の利用者に対する情報提供の充実を図るため、金融庁が、各金融機関の主な財務上の指標を取りまとめ、一覧性のある形で公表してこととしている。

不良債権については、報告書において、実態に即した不良債権処理を進める必要があり、主要行と同一の数値目標を課すことは必ずしも適当ではないとされている一方で、こうした取扱いが問題の先送りとならないようにする必要性も指摘されている。

今回のアクションプログラムでは、

さきほどの「中小企業金融の再生に向けた取組み」に関しては、各金融機関に半期毎のディスクロージャーを求めるとともに、「健全性の確保、収益性の向上等に向けた取組み」については、「中小・地域金融機関向け総合的な監督指針」を策定し、加えて、各金融機関に対し、銀行法24条に基づき、今後、2年間の「集中改善期間」に関する「リレーションシップバンキングの機能強化計画」について報告を求めるとともに、半期毎にフォローアップのうえ、必要に応じて監督上の対応を行うこととしている。

こうしたディスクロージャーによるパブリックプレッシャーと監督態勢強化により、中小・地域金融機関の取組みを促していきたいと考えている。

取組み実績

アクションプログラムに記載されている項目につき、実施された項目は以下のとおりである。

- 4月18日 「新しい中小企業金融の法務に関する研究会」の設置を公表。
担保・保証に過度に依存しない新たな中小企業金融に向けて、財務制限条項の活用、「疑似エクイティ部分の優先株式への転換」等に関し、法制上、会計上の視点等から具体的に検討
4月25日の第1回会議から、6月末までに5回開催。
- 5月21日 近畿財務局において、全国初の「産業クラスターサポート金融会議」開催。6月12日までに全財務局管内(11か所)で会議立ち上げ済。

- 6月11日 中国財務局岡山財務事務所において、全国初の「地域金融円滑化会議」を開催。6月末までに全都道府県で同会議開催済。
- 6月20日 第二地銀協会が、各業界団体に要請していた「地域貢献に関するディスクロージャーのあり方」について公表。地銀協、全信協、全信中金は、7月中に公表予定。
- 6月30日 コンサルティング業務、M&A業務等の銀行法等における付随業務に該当するかについて具体的な考え方、各金融機関が行う事務のアウトソーシング、リストラ等により生じた余剰資産の有効活用等についての取扱い、各金融機関の大口与信等に係る「信用リスク改善措置」について平成15年6月30日に事務ガイドラインを改正。

1．産業クラスターサポート金融会議

「産業クラスターサポート金融会議」は、経済産業省の「産業クラスター計画」を支援するため、地域毎に中小・地域金融機関等から構成され、関係者の交流連携の場を提供し、有望な研究開発型企業と優良案件の発掘に資し、中小・地域金融機関の創業・新事業支援機能等の強化を図るために、アクションプログラムにおいて本会議の立上げを要請したところであるが、先般、平成15年5月21日の「近畿地区産業クラスターサポート金融会議」の開催を皮切りに、6月12日までに各局で開催されたところである。

2．地域金融円滑化会議

地域金融円滑化会議は、貸し渋り・貸し剥がしホットラインにより金融当局に寄せられた情報や、各中小・地域金融機関等に寄せられた苦情・相談等に関し意見交換を行うため、本会議を都道府県に設置し、もって中小・地域金融機関における営業店及び本部の苦情処理体制の確立、特に顧客への十分な説明体制の確立に資し、中小・地域金融機関等における相談・苦情処理機能の強化を図るために、アクションプログラムにおいて、本会議の立上げを要請したところであるが、先般、平成15年6月11日の岡山財務事務所管内を皮切りに、6月30日までに全ての都道府県において開催されたところである。

3．事務ガイドライン改正関係

アクションプログラムにおいて、コンサルティング業務、M&A業務等の取引先企業への支援業務がどのような場合に銀行法等における付随業務に該当するかについて具体的な考え方、金融機関の経営の

合理化を促進するため、顧客保護等適切な運営に十分配慮しつつ、各金融機関が行う事務のアウトソーシング、リストラ等により生じた余剰資産の有効活用等についての取扱いの明確化を図る観点から平成15年6月30日に事務ガイドラインを改正した

改正の概要は、金融機関が、リレーションシップバンキングの機能の一環として行うコンサルティング業務等取引先への支援業務が付随業務に該当することを明確化するとともに、その際に、中小企業等顧客保護や法令等遵守の観点から図るべき態勢整備の内容を規定、金融機関が、リストラ等により生じた余剰能力の有効活用等を行う際に留意すべき点を規程、事務の外部委託（アウトソーシング）について、顧客保護の確保、金融機関の業務への影響等の観点から留意すべき点を新たに規定。また、アクションプログラムを踏まえ、早期警戒制度に、各金融機関の大口与信等に係る「信用リスク改善措置」を新たに導入することとし、15年6月30日に事務ガイドラインを改正した。